事業主の皆さま

東京都・都内全62区市町村

平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

特別徴収とは？

事業主の方（特別徴収義務者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、毎月給与から個人住民税(※)を差し引き、納入していただく制度です。

※個人住民税とは、個人都民税と個人区市町村民税を合わせたもので、1月1日現在お住まいの区市町村で課税、徴収される税金です。

特別徴収制度の仕組み

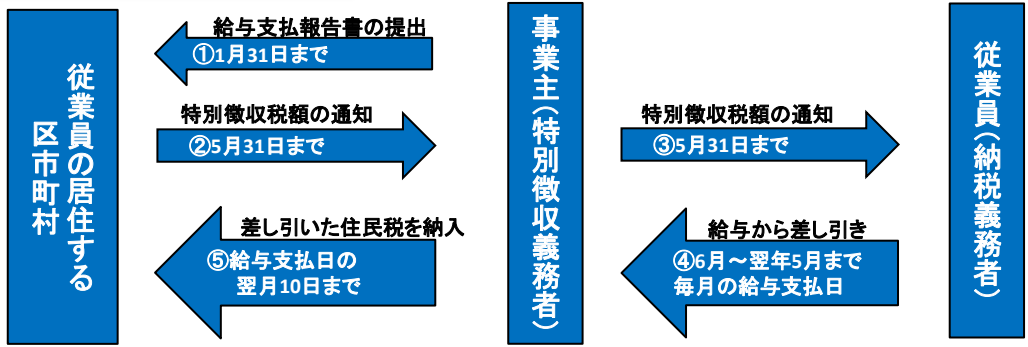

裏面もご覧下さい

平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施しますが、以下の基準に該当すれば当面、例外的に普通徴収（従業員の方自身が納付）とすることもできます。

その場合、給与支払報告書提出時（※）に「普通徴収切替理由書」も併せて提出して下さい。

（※）給与支払報告書の摘要欄に普通徴収切替理由書の切替理由（普A～普F）を記入して下さい。

《当面普通徴収を認める基準》

普A　総従業員数が2人以下
（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

普B　他の事業所で特別徴収

普C　給与が少なく税額が引けない。

普D　給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない。）

普E　事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F　退職者又は退職予定者（5月末日まで）
（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

特別徴収制度を徹底する取組に関する問合せ先

東京都　主税局　徴収部　個人都民税対策課　☎ 03-5388-3046

具体的な手続きに関する問合せ先

従業員の方がお住まいの区市町村の住民税担当課

九都県市は、連携して特別徴収を推進します。
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

詳しくは、

東京都　特別徴収　検索